

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

県民生活交通課

- 特定施設の設置許可申請

環境管理課

- 漁船保険付保義務の消滅

水産課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

- 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

会計課

【公告】

- 土地改良事業の工事完了

耕地課

- 土地改良区役員の退任届

〃

- 農用地利用配分計画の認可

農村振興課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 〃

〃

- 〃

〃

- 落札者等の決定

教育委員会

【企業局】

- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

総務企画課

目次

担当課（室）

【選挙管理委員会】

（県例規集登載）

- 不在者投票を行うことができる施設の指
定の一部改正

選挙管理委員会

【公安委員会】

（県例規集登載）

- 警備業法に基づく検定
- 〃
- 暴力追放運動推進センターの代表者の変
更

生活安全企画課

〃

組織犯罪対策第二課

◎岡山県告示第三百二十四号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年分補助金から適用する。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表県民生活部の部岡山県中山間地域交通手段検討モデル事業補助金の項を次のように改める。

岡山県中山間地域交通手段検討モデル事業補助金	交通手段の確保を模索している市町村の取組の支援	中山間地域を有する市町村（指定都市を除く。）	1 中山間地域の公共交通の空白地域解消に向けた事業 2 中山間地域の公共交通の再編に向けた事業（中山間地域と中山間地域以外の地域を一体的な対象として取り組むものを含む。）	補助対象経費の十分の十。ただし、一地域につき一〇〇万円を限度とする。
------------------------	-------------------------	------------------------	--	------------------------------------

表県民生活部の部岡山県井原線鉄道基盤設備維持費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県井原線沿線周遊モデルコース開拓事業補助金	井原線沿線外からの観光客の誘致の増大	井原線沿線観光光連盟	井原線沿線周遊モデルコースを開拓するための事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、一五〇万円を限度とする。
-------------------------	--------------------	------------	-------------------------	--------------------------------

表県民生活部の部中山間地域等活性化応援事業補助金の項中「又は離島地域の自立発展的な地域づくりの促進」を「及び離島地域における多様な主体との連携による地域活

性化」に、

2 移り住もう！
「晴れの国ぐらし」体験事業

を

- 2 移り住もう！
「晴れの国ぐらし」体験事業
- 3 空き家活用促進事業
- (1) 空き家等を活用した「お試し住宅」整備事業
- (2) 空き家改修助成事業
- (3) 空き家調査助成事業
- (4) 空き家活用推進員設置助成事業

に、「3」を「4」

2については補助対象経費の二分の一以内。ただし、五〇万円を限度とする。
3の(1)から(3)までについては補助対象経費の二分の一以内。ただし、3の(1)のうちソフ

に、「4」を「5」に、

2については補助対象経費の二分の一以内。ただし、五〇万円を限度とする。

を

ト事業については二〇〇万円、ハド事業については一戸当たり一七五万円、3の(2)については一戸当たり五〇万円、3の(3)については五〇万円を限度とする。
3の(4)については補助対象経費の三分の一以内。ただし、一人当たり一月につき五万円を限度とする。

に改め、

「(お試しし住宅の整備については、一戸当たり一七五万円)」を削り、同部おかやま元
気！集落支援事業補助金の項の次に次のように加える。

おかやま大学	地域おこし協力隊活用促進事業補助金	地域おこし協力隊の活用促進	市町村	1 地域おこし協力隊設置促進事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、1については隊員一人当たり二五万円、2については一人当たり二〇〇万円、3については一人当たり一〇〇万円を限度とする。
若者の視点及	進	地域おこし協力隊の活用促進		2 地域おこし協力隊継続配置事業	
県内の				3 地域おこし協力隊相談員設置事業	
大学等の教員が主					
補助対象経費の十					

表県民生活部の部岡山県消費者行政活性化事業費補助金の項を次のように改める。

岡山県消費者行政活性化事業費補助金	消費生活相談窓口の機能強化等	市町村	1 消費生活相談機能整備・強化事業	1から3まで及び5については、補助対象経費の十	<p>生中山間地域等研究・連携促進事業補助金</p> <p>晴れの国おかやま！農山村サテライトオフィス等誘致事業補助金</p>	<p>び発想を生かした中山間地域等の課題解決及び地域活性化の促進</p> <p>中山間地域及び離島地域の活性化</p>	<p>大学、大学院及び短期大学</p> <p>中山間地域又は離島地域を有する市町村（指定都市を除く。）</p>	<p>催するゼミ等において実施する地域課題の解決及び地域活性化に向けた調査及び研究</p> <p>市町村が誘致するサテライトオフィス等の開設に要する空き家等の改修その他設備の整備に要する経費</p>	<p>分の十以内。ただし、一事業当たり一〇〇万円を限度とする。</p> <p>補助対象経費の三分の二以内。ただし、一事業当たり一〇〇万円を限度とする。</p>
<p>集落のあり方市町村研究支援事業補助金</p>	<p>集落の今後のあり方に関する市町村の自主的及び主体的な検討及び議論の促進</p>	<p>中山間地域又は離島地域を有する市町村（指定都市を除く。）</p>	<p>市町村が実施する集落の現状把握及び今後のあり方等に関する研究</p>	<p>補助対象経費の三分の二以内。ただし、一事業当たり一〇〇万円を限度とする。</p>	<p>中山間地域及び離島地域の活性化</p>	<p>中山間地域又は離島地域を有する市町村（指定都市を除く。）</p>	<p>市町村が誘致するサテライトオフィス等の開設に要する空き家等の改修その他設備の整備に要する経費</p>	<p>総事業費から市町村負担額及び企業等の負担額を除いた額。ただし、一事業当たり一、〇〇〇万円を限度とする。</p>	

表県民生活部の部岡山県DV被害者民間シェルター運営支援事業補助金の項を削る。

			消費生活センターを 設置する市町 村	
			消費生活センター等 を設置する市 町村	
			地域社会における 消費者問題解決 の強化に関する事 業	補助対象経費の十 分の十。ただし、 一事業当たり一、 五〇〇万円を限度 とする。
			2 消費生活相談 員養成事業 3 消費生活相談 員等レベルアッ プ事業 4 消費生活相談 体制整備事業 5 国が提示する 政策テーマに対 応した地方公共 団体の先駆的な 事業	分の十。ただし、 1の事務所並びに 機材及び事務用機 器の賃貸に係る経 費については二分 の一 4については、 補助対象経費の二 分の一
			消費生活セ ンターを 設置する市 町村	補助対象経費の十 分の十

◎岡山県告示第三百二十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社岡山村田製作所

住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

氏 名 代表取締役社長 中島 規巨

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社岡山村田製作所

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		廃 止		廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A A)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A B 1～2)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (N 7～8)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (O 4～6)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (P 5～6)	
能	力	108m ³ /日		16.2m ³ /日 (1台当たり)		13.1m ³ /日 (1台当たり)		13.1m ³ /日 (1台当たり)		50.4m ³ /日 (1台当たり)	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		許可後直ちに		-		-		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		工事着手後1週間		-		-		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後1週間		工事完成後1週間		-		-		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	75.6	108	11.2	16.2	9.2	13.1	9.2	13.1	35.3	50.4
	p H	1～5	同左	9～11	同左	9～11	同左	2～6	同左	1.5～4	同左
	B O D (mg/ℓ)	50	75	5.5	6.9	50	63	0.6以下	6	0.7	1.1
	C O D (mg/ℓ)	100	150	42	53	100	125	0.6以下	6	4以下	6
	S S (mg/ℓ)	65	97.5	40	50	65	81.3	2以下	5	2以下	2
	油 分 (mg/ℓ)	10	15	5.5	6.9	9	11.3	0.5以下	5	0.5以下	0.5
	T - N (mg/ℓ)	2	3	6.4	8.0	1	1.3	0.2以下	2	2.0以下	2.0
	T - P (mg/ℓ)	1	1.5	0.02	0.03	0.4	0.5	0.02以下	0.2	0.02以下	0.02
	C u (mg/ℓ)	30	45	40	50	-	-	0.5以下	3.0以下	27	41
	F e (mg/ℓ)	120	180	-	-	-	-	-	-	-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	120	180	-	-	-	-	10以下	10	120	180

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		No. 2 工程排水処理施設				同左			
種 類		工程排水処理							
構 造		鉄筋コンクリート, S S							
主 要 寸 法		17.4m×14.6m×6.2m							
能 力		792m ³ /日							
処 理 の 方 法		凝集沈殿, p H調整							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				工事着手後1週間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				工事完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	582.2	768.9	582.2	768.9	563.6	743	563.6	743
	p H	6~9	6~9	6~8.5	6~8.5	同左			
	B O D (mg/ℓ)	20	20	12	20				
	C O D (mg/ℓ)	20	20	12	20				
	S S (mg/ℓ)	250	250	14	20				
	油 分 (mg/ℓ)	5	5	5	5				
	T-N (mg/ℓ)	10	10	8	10				
	T-P (mg/ℓ)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/ℓ)	10	10	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/ℓ)	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	ふっ素 (mg/ℓ)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/ℓ)	0.4	4	0.4	4				
アンモニア等 (mg/ℓ)	10	10	8	10					

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	2,647.4	3,078.6	2,628.8	3,052.7
p H	6~8.5	6~8.5	同左	
BOD (mg/l)	7	9		
COD (mg/l)	7	9		
SS (mg/l)	12	20		
油分 (mg/l)	1	7		
T-N (mg/l)	7	14		
T-P (mg/l)	0.9	1.5		
Pb (mg/l)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/l)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/l)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/l)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/l)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/l)	2以下	5		
ほう素 (mg/l)	0.2	2		
アンモニア等 (mg/l)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年6月30日から同年7月21日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第三百二十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十三年岡山県告示第三百七十二号（北木島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十七年六月十三日限り、消滅した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 北木島加入区

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

◎岡山県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市奥字土居ノ内二〇五番一地先から	美作市奥字土居ノ内二〇四番一地先まで	新	一一・五 一三・〇	六・〇
美作市奥字土居ノ内二〇五番一地先から	美作市奥字土居ノ内二〇四番一地先まで	旧	一一・〇 一三・〇	六・〇

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

	津山市久米川南字大渡六二二番一地先か ら 津山市久米川南字於幸開五九八番一四地 先まで	津山市久米川南字大渡六二二番一地先か ら 津山市久米川南字於幸開五九八番一四地 先まで
別	新	旧
(メートル)	七・〇 〃 二二・〇	四・五 〃 七・〇
(メートル)	七・〇	七・〇

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

◎岡山県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国	三七四号	美作市奥字兵衛地一二六番一地先から 美作市奥字土居ノ内一〇四番一地先まで	平成二十七年六月三十日

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日（時間）
一般国	一八一号	津山市久米川南字大渡六二二番一地先から 津山市久米川南字於幸開五九八番一四地先まで	平成二十七年七月二日（十時）

◎岡山県告示第三百二十九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十七年六月十九日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

所 在 地 広島県広島市安佐北区安 佐町大字久地六六五―一	売 り さ ば き 人 名称及び代表者 の氏名	変更後の売りさばき場所 岡山市北区内山下二―四―六 岡山市北区日応寺一―二七七 岡山市北区高塚一四七―一 岡山市北区幸町三一〇 岡山市南区福富一―二―二〇
株式会社ポプラ 代 表取締役社長 目黒 真司		

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

〔二六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線80号	かんがい排水	二七・二・二七
〃	鞆津川2	〃	〃
〃	宗津川丘2樋門	〃	二七・三・二三
〃	西谷川丘1東樋門	〃	〃
〃	西谷川沖1東樋門	〃	〃
〃	錦中29樋門	〃	〃
〃	錦中14樋門	〃	〃
〃	内尾1番中1号樋門	〃	〃
〃	東畦21―3	〃	〃
〃	錦六区横7番川東樋門	〃	〃
〃	登り川東高低樋門	〃	〃
〃	北七区4番	農業用排水施設	二七・三・一六
〃	西七区5条1	〃	二七・三・一八
〃	西七区4条	〃	〃
高崎土地改良区	六間農道	農道舗装	二六・一二・一
〃	旧会社うら水路	かんがい排水	二七・三・二〇
〃	片崎沖1	〃	〃

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

〔二六三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

住 所

理事監

事の別

理事

井本 邦敏

岡山市東区瀬戸町寺地一五九一

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

〔二六四〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
原田 龍五	倉敷市真備町川辺一三二四一三	倉敷市真備町川辺字高屋一六一〇他四筆	
渡辺 廣年	倉敷市連島町西之浦五二八四	倉敷市連島町矢柄字五ノ町四六五八一他二筆	
株式会社岡山西アグリサポ ート	倉敷市加須山三〇〇	倉敷市黒崎字扇田三七他二筆	

二 認可年月日

平成二十七年六月二十六日

三 申請年月日

平成二十七年五月二十七日

〔二六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市川崎字宗堂一二四―一、一二五―二、一三〇―一、一三〇―四、一三二―

一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市南区平福一丁目三〇五―二

株式会社山陽マルナカ

代表取締役 井出 武美

三 許可番号

岡山県指令建指第八〇号

〔二六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延四九九―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目一四―一〇メゾン・ド・レスカールB―二〇二

植木 智和

三 許可番号

岡山県指令建指第四六号

〔二六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字川ノ間一八五―一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市白楽町三〇五―六（アーバン光Ⅲ二〇二）

瀬島 慎介

瀬島 雅子

三 許可番号

岡山県指令建指第六五号

〔二六八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年六月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県立図書館総合システム 一式

二 借入期間

平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県立図書館総務・メディア課

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

四 落札者を決定した日

平成二十七年六月十日

五 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

六 落札金額

一月当たり三、一九一、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三六、四〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年四月二十八日

◎岡山県企業管理規程第八号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

岡山県公営企業管理者 佐藤兼郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「特別の勤務に従事する職員（以下「三交替勤務者」という。）」を「三交替勤務者」に改め、同条に次の一項を加える。

9 特別の勤務に従事する職員又は特別の事情を有する職員の勤務時間及び休憩時間については、所属長が、管理者の承認を得て別に定めることができる。

附則

この規程は、平成二十七年七月一日から施行する。

◎岡山県選管告示第五十一号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月二十二日から適用する。

平成二十七年六月三十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

養護老人ホーム蕃山荘	備前市蕃山一三〇九一	を
特別養護老人ホームゆずり葉	新見市新見八九七―七	
養護老人ホーム蕃山荘	備前市蕃山一三〇九一	に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年六月三十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（一級）	学科試験	平成二十七年十月二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年十月二十四日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

- 2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年八月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

◎岡山県公安委員会告示第百十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十七年六月三十日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種類等

警備業務の種類及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
施設警備業務（二級）	学科試験	平成二十七年十月二日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	平成二十七年十一月七日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

- ア 県内に住所を有する者
住所地在岡山県内であることを疎明する書類 一通
- イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
従事する警備業者の営業所が岡山県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

平成二十七年八月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万六千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

平成27年6月30日 岡山県公報 第11698号

◎岡山県公安委員会告示第百二十号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第三条第一項の規定により、暴力追放運動推進センターの代表者を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成二十七年六月三十日

岡山県公安委員会

一 変更内容

1 変更前

代表者 谷本 欣也

2 変更後

代表者 亀森 敏宏

二 変更年月日

平成二十七年五月二十七日